

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会名

合併協議会事務局

| 協議項目 | 合併の期日 | 協議細目 | 備考 | |
|---|----------------------|------------------|--|------|
| 調整の方針 | 平成15年(2003年)4月1日とする。 | | | |
| 留意事項 | 先進事例 | | 備考 | |
| <p>1. 市になるための要件</p> <p>平成16年3月31日までに合併した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口要件は3万人以上とし、その他の要件は問わない。(市町村の合併の特例に関する法律附則第2条の2) <p>平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合併した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口4万人以上を有すること。 ・ 中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上であること。 ・ 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。 ・ 都道府県の条例()で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること。 | 昭和60年4月1日以降の先進事例 | | 岐阜県条例(抄) | |
| | 期日 | 新市町村名 | 合併関係市町村名 | 合併方式 |
| | 昭和62年 | | | |
| | 4月1日 | 藤橋村(岐阜県) | 藤橋村・徳山村 | 編入 |
| | 11月1日 | 仙台市 | 仙台市・宮城町 | 編入 |
| | 11月30日 | つくば市 | 桜村・谷田部町 豊里町・大穂町 | 新設 |
| | 昭和63年 | | | |
| | 1月31日 | つくば市 | つくば市・築波町 | 編入 |
| | 3月1日 | 仙台市 | 仙台市・泉市 | 編入 |
| | 3月1日 | 仙台市 | 仙台市・秋保町 | 編入 |
| | 平成3年 | | | |
| | 2月1日 | 熊本市 | 熊本市・北部町 | 編入 |
| | 2月1日 | 熊本市 | 熊本市・河内町 | 編入 |
| | 2月1日 | 熊本市 | 熊本市・飽田町 | 編入 |
| | 2月1日 | 熊本市 | 熊本市・天明町 | 編入 |
| 4月1日 | 北上市 | 北上市・和賀町・ 江釣子村 | 新設 | |
| 5月1日 | 浜松市 | 浜松市・可美村 | 編入 | |
| 平成4年 | | | | |
| 3月3日 | 水戸市 | 水戸市・常澄村 | 編入 | |
| 4月1日 | 盛岡市 | 盛岡市・都南村 | 編入 | |
| | | | 都市的施設その他都市としての要件に関する条例(昭和23年5月26日 岐阜県条例第25号) 市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法第8条第1項第1号乃至第3号に定めるものの外、左に掲げる要件を具備していなければならない。 (1) 税務署、公共職業安定所等の官署又は県の公署が5以上設けられていること。 (2) 学校教育法第4章に規定する高等学校又は同法第98条第1項の規定による中等学校が3以上設けられていること。 (3) 公私立の図書館、博物館、公会堂、公民館又は公園等の文化施設を2以上有すること。 (4) 上水道、下水道、軌道又はバス事業等の事業を、当該普通地方公共団体において1以上経営していること。 (5) 当該普通地方公共団体の住民一人当たりの国税又は地方税の納税額が、県の区域内における他の市民の住民一人当たりの国税又は地方税の納税額と同額又はそれ以上であること。 (6) 当該普通地方公共団体の前年度予算総額を全人口で除した額が、県の区域内における他の市の前年度予算総額をその市の全人口で除した額と同額又はそれ以上であること。 (7) 銀行及び会社の数及びその規模が、他の市に比して概ね遜色がないこと。 (8) 商工業その他の都市的業態又は都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、最近五箇年間増加の傾向にあること。 (9) 病院、診療所、劇場、映画館等の施設が相当数設けられていること。 | |

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会名

合併協議会事務局

| 協議項目 | 合併の期日 | 協議細目 | | | |
|---|------------------|----------------|--------------------|------|----|
| 調整の方針 | | | | | |
| 留意事項 | 先進事例 | | | | 備考 |
| <p>2. 「合併の特例に関する法律」の期限は、平成17年3月31日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく財政支援措置等は、受けられないことになる。</p> <p>主な財政措置</p> <p>普通交付税の算定特例（合併算定替）の期間延長（第11条）</p> <p>合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併前の区域で算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後の5年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。</p> <p>合併特例債（第11条の2）</p> <p>市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充当（充当率95%）でき、その元利償還金の70%が普通交付税で措置される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併市町村のまちづくりのための建設事業 ・ 合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等に対する基金の積み立て | 昭和60年4月1日以降の先進事例 | | | | |
| | 期 日 | 新市町村名 | 合併関係市町村名 | 合併方式 | |
| | 平成5年 7月1日 | 飯田市 | 飯田市・上郷町 | 編 入 | |
| | 平成6年 11月1日 | ひたちなか市 | 勝田市・那珂湊市 | 新 設 | |
| | 平成7年 9月1日 | 鹿嶋市 | 大野村・鹿島町 | 編 入 | |
| | 9月1日 | あきる野市 | 秋川市・五日市町 | 新 設 | |
| | 平成11年 4月1日 | 篠山市 | 篠山町・西紀町 丹南町・今田町 | 新 設 | |
| | 平成13年 1月1日 | 新潟市 | 新潟市・黒埼町 | 編 入 | |
| | 1月21日 | 西東京市 | 田無市・保谷市 | 新 設 | |
| | 4月1日 | 潮来市 | 潮来町・牛堀町 | 編 入 | |
| 5月1日 | さいたま市 | 浦和市・大宮市 与野市 | 新 設 | | |

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会名

合併協議会事務局

| 協議項目 | 合併の期日 | 協議細目 | |
|-------|--|------|-------------|
| 調整の方針 | | | |
| 留意事項 | 先進事例 | | 備考 |
| | 施行期日集計 計 23件中 (新設合併 7件、編入合併 16件) } 日 別 件 数 月 別 件 数 | | |
| | 1月1日 | 1件 | 1月 3件 |
| | 1月21日 | 1件 | 2月 4件 |
| | 1月31日 | 1件 | 3月 3件 |
| | 2月1日 | 4件 | 4月 5件 |
| | 3月1日 | 2件 | 5月 2件 |
| | 3月3日 | 1件 | 7月 1件 |
| | 4月1日 | 5件 | 9月 2件 |
| | 5月1日 | 2件 | 11月 3件 |
| | 7月1日 | 1件 | 合 計 23件 |
| | 9月1日 | 2件 | |
| | 11月1日 | 2件 | |
| | 11月30日 | 1件 | |
| | 合 計 | 23件 | |

市町村合併スケジュール

参考資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会（法定協議会） 小委員会

幹事会

専門部会
分科会

高富町・伊自良村・美山町合併協議会（法定協議会） 小委員会

市町村建設設計画県協議（合併特例法第5条）

市町村建設設計画県報告（合併特例法第5条）

合併協定書調印式

高富町議決

伊自良村議決

美山町議決

配置分合、財産処分、議員定数・在任期間、農業委員の任期

地方自治法第7条

合併申請書

合併期日、合併方式、新自治体の名称、新自治体の事務所の位置、合併を必要とした理由、合併に至る経緯の概要、議会議決書・議事録、財産処分協議書、議員定数及び在任に関する協議書、農業委員会任期に関する協議書、合併協定書・建設計画書、関係町村の現況表

新自治体準備

県へ申請

総務省協議

総務省回答

地方自治法第7条

合併（配置分合）の決定

県議会議決

総務省へ届出

総務省告示

= 効力発生

地方自治法第7条

地方自治法第7条

高富町閉町式

=

伊自良村閉町式

=

美山町閉町式

新自治体誕生（首長職務執行者：3町村長の互選による）

開庁式 開所式・テープカット、各種告示

臨時議会（議長・委員会構成等、約200件の条例・暫定予算専決承認、一部事務組合、指定金融機関等）

教育委員会（選挙、職務代理、委員会規則等）

選挙管理委員会（選挙規程、委員長選挙等）、固定資産評価審査委員会

首長選挙（50日以内） 在任特例を適用しない場合には議員選挙あり

臨時議会

助役・収入役・監査委員等選任同意、補正予算、条例改正

教育委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会委員選出

定例会

本予算